

沸増型電気温水器契約

2020年10月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

I 本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱の沸増型電気温水器契約は、毎日午後5時から翌日の午前7時までの時間を限り、別表1（沸増型電気温水器）に定める主として夜間時間に通電を行なうよう制御できる電気温水器（以下「沸増型電気温水器」といいます。）を使用する需要で、契約容量が50キロボルトアンペア未満であり、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の沸増型電気温水器契約（2020年4月1日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）と合わせて適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

3 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力）といたします。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 沸増時間
毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間
毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。

5 供給条件

- (1) 他の個別要綱により電気の供給を受ける負荷設備と同一の負荷設備を使用することはできません。

- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	385円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 沸増時間

1キロワット時につき	25円91銭
------------	--------

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	13円70銭
-------------	--------

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	最低月額料金
1 契約につき	355円30銭

7 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、基本要綱38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、当該一般送配電事業者が電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、基本要綱38（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(2)にかかわらず、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。なお、割引対象時間には、契約使用時間以外の時間も含まれます。

イ 割引の対象

基本料金（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、基本要綱25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値といたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れられません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

8 その他

- (1) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、1需要場所において、この個別要綱以外の個別要綱による電気の供給と、この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

- (2) その他の事項については、次に定める場合を除き、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。

イ 次のいずれかに該当する場合には、基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(イ) 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

(ロ) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合

ロ 基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ 基本要綱6（需給契約の申込み）(2)に定める事項については、適用いたしません。

- (3) この個別要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

II 実施細目

1 沸増型電気温水器

当社は、別表1（沸増型電気温水器）に定める沸増型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、沸増型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 契約容量

契約負荷設備の入力換算容量（ボルトアンペア）は、銘板表示の定格消費電力の値といたします。ただし、銘板表示の不明確なものについては、実測した値によります。

3 供給条件

契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

附 則

1 実施期日

この個別要綱は、2020年10月1日から実施いたします。

2 料金その他の供給条件についての特別措置

この個別要綱実施の際現に個別要綱の沸増型電気温水器契約（2020年4月1日実施）附則2（料金その他の供給条件についての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、I（本則）にかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(1)イが適用されない場合はこの特別措置は適用いたしません。

(1) 料 金

料金は、本則6（料金）にかかわらず、本則6（料金）によって料金として算定された金額から、イ(ロ)によって算定された夜間時間通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。

イ 夜間時間通電制御型電気温水器割引

(イ) お客さまが(2)に定める夜間時間における通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「夜間時間通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合に適用いたします。

(ロ) 夜間時間通電制御型電気温水器割引額

夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。

夜間時間通電制御型電気温水器の総容量(入力) 1 キロ ボルトアンペアにつき	154円00銭
---	---------

なお、夜間時間通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 最低月額料金

本則6（料金）(1)によって基本料金として算定された金額および本則6（料金）(2)によって電力量料金として算定された金額の合計からイ(ロ)によって算定された夜間時間通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が本則6（料金）(3)に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、本則6（料金）(3)に定める最低月額料金および別表3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 夜間時間通電制御型電気温水器

夜間時間通電制御型電気温水器とは、次のイまたはロに該当するものを行います。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(イ) 給水温度を検知できること。

(ロ) お客さまが必要とされる湯温および湯量を夜間時間に決定できること。

(ハ) (イ)の給水温度にもとづいて(ロ)の湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ニ) (ハ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ホ) 契約使用時間終了時刻から(ニ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(3) 夜間時間通電制御型電気温水器にかかわる取扱い

イ 夜間時間通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取

り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、(2)に定める夜間時間通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間時間通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 夜間時間通電制御型電気温水器割引額の算定にかかわる取扱い

イ 夜間時間通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は、夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、(5)イにより日割計算をいたします。

ロ 夜間時間通電制御型電気温水器の取付けまたは取替えをされた場合の夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が夜間時間通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給停止期間中の夜間時間通電制御型電気温水器割引額については、(5)イの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、夜間時間通電制御型電気温水器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしていたします。

(5) その他

イ 夜間時間通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、基本要綱25（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイの「検針期

間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(イ) 検針期間の日数

- a 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- b 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(ロ) 暦日数

- a 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- b 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ハ その他の事項については、I（本則）に準ずるものといたします。

3 需給契約の単位にかかわる取扱い

技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、本則8（その他）(1)にかかわらず、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお、供給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。）による電気の供給と、この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

別 表

1 沸増型電気温水器

沸増型電気温水器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 沸増時間に残湯量が少量となったときに限り、沸増時間に通電を行なうこと。

ロ お客さまが夜間時間開始時刻までに必要とされる湯量をこえて沸きあげないように制御できること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が68,900円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (68,900\text{円} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。